⑶　不適切な利用が疑われる取引を検知するための体制

⑷　不適切な利用が疑われる取引を行っている者に対する利用停止等の対応及び原因取引の主体や内容等についての必要な確認を実施するための体制

（記載上の注意）

１．「防止すべき不適切な利用の類型」は、例えば、公序良俗を害するような不適切な取引に利用される場合など、想定される前払式支払手段の不適切な利用について記載すること。

２．「前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置」は、次の措置について、具体的に記載すること。

①　移転や前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額の設定など、不適切な利用を防止するための適切かつ有効な未然防止策

②　その他前払式支払手段の不適切な利用を防止するための措置

３．第５条の２第１項第２号の「残高譲渡型前払式支払手段のうちその発行を受けた者に関する情報を発行者が管理することとなるもの」に該当する番号通知型前払式支払手段を発行する場合であっても、第23条の３第２号に掲げる措置を記載する必要があることに留意すること。

４．発行する高額電子移転可能型前払式支払手段が複数ある場合には、その名称ごとに記載すること。

５．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第４面の次に添付すること。

６．記載した事項について定めた社内規則等を添付すること。

（第５面）

14. 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針
